

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部改正（案）の概要について

民法の一部改正等に対応するもの

1. 青少年の年齢規定の改正 第10条

- 成人年齢および婚姻適齢が18歳に統一された民法改正に伴い、成年擬制を削除します。
- 家庭環境の多様化、インターネット利用の低年齢化等により、未就学児の健全な育成を阻害する行為が増加していることから、未就学児の保護を手厚くするため、年齢規定を拡大します。

6歳以上18歳未満の者
(婚姻した女子を除く)

改正

18歳未満の者

規定の拡大に伴う影響

- ※ この年齢規定は、第10条以降の規制に適用されます。〔例：有害興行の制限（第12条）、深夜外出の制限（第22条）、深夜の営業を行う施設への立入りの制限（第22条の2）等〕

社会情勢の変化により関係機関等の意見を踏まえ対応するもの

2. 深夜外出の制限規定の改正 第22条 第27条第4項第4号（罰則：10万円以下の罰金または料料）

- 現行の深夜外出の制限規定では、「深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない」としており、家出少年等を単に宿泊させる行為に規制が及んでおらず、青少年を自宅以外の場所に宿泊させる等の行為は規制できていないことから、宿泊させる行為等についても制限規定に追加します。

連れ出す 同伴する

改正

連れ出す 同伴する とどめおく

罰則の伴う禁止行為の追加

- ※ 「とどめおく」とは自宅等以外の場所に居させる、宿泊させる等をいいます。
- 罰則は「連れ出す」等と同じく10万円以下の罰金または料料（第27条第4項第4号）。

3. 【新設】児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 第24条の2 第27条第2項第12号（罰則：30万円以下の罰金）

- 青少年に対して児童ポルノ等を撮影させて送信させる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加しているところであり、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為が放置される環境は青少年の健全な育成を阻害するものであることから当該行為を禁止します。

第24条の2として

新設

「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を条文に追加

罰則の伴う禁止行為の追加

- 更に、悪性が明確または不当な手段を用いた次のような行為に対しては、違法性の程度が高いため、30万円以下の罰金を設けます（第27条第2項第12号）。
 - ① 拒まれたにもかかわらず提供を求めた場合
 - ② 威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または対償を供与する等した場合

4. 【新設】使用済み下着等の譲受け等の禁止 第24条の3、第25条第8号 第27条第2項第13号・14号（罰則：30万円以下の罰金）

- SNS等インターネット上では、青少年から使用済み下着等（だ液、ふん尿を含む）を購入する等の書き込みが散見され、青少年の性被害や倫理観、労働観を喪失させるなど、健全な育成を阻害することになるため、使用済み下着等の譲受け等の行為を禁止します。

第24条の3として

新設

「使用済み下着等の譲受け等の禁止」を条文に追加

罰則の伴う禁止行為の追加

- 使用済み下着等に関して、次の行為を禁止し、30万円以下の罰金を設けます（第27条第2項第13号・14号）。
 - ① 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、譲り受けること
 - ② 青少年から有償の譲渡の委託を受けること
 - ③ 青少年に有償の譲渡の相手方を紹介すること
 - ④ 青少年に有償で譲渡するよう勧誘すること
- 更にこれらの行為を知って、場所を提供し、または周旋することを禁止します（第25条第8号）。

施行期日：公布の日から起算して6月を経過した日

（ただし、第10条の「婚姻した女子を除く」の削除については令和6年4月1日施行）